

出光グループの皆様へ

出光ファミリー保険

パーソナル保険・傷害保険・介護保険・救援者費用等保険
さまざまな補償をご用意しております

5ページ

パーソナル保険プラン

団体割引
+損害率による割引**37%割引**

7ページ

傷害保険プラン

団体割引 **自転車事故にも!**
+損害率による割引+大口団体契約割引**最大
約43%割引**

9ページ

介護保険プラン

団体割引
+損害率による割引**37%割引**

11ページ

救援者費用等保険プラン

団体割引
+損害率による割引**37%割引****NEW**

救援者費用等にご加入の場合は、
傷害補償または介護補償にも
ご加入いただく必要があります。

重要

保険料 払込方法

現役の方月払タイプ:毎月の給与より引き去ります。
(2026年1月給与より引き去り開始)**退職者の方**一時払タイプ:ご指定の口座より引き落としします。
(2026年1月27日口座引き落とし)

加入方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

ネット募集システム[e-CHOICE]でのお手続き方法

同封しておりますチラシをご参照のうえ、[e-CHOICE]の「お手続きサイト」にアクセスしてください。

前年同等プランで更新される方……………「お手続きサイト」や今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、お手続きは不要です(自動更新になります。)

新規ご加入の方、変更を希望される方…「お手続きサイト」の必要事項を入力してお手続きください。

募集締切日:2025年10月3日(金)

また募集締切後に中途加入をご希望される方は、裏表紙に記載の「個人保険グループ」へご連絡ください。

※パーソナル保険、介護保険、救援者費用等保険は団体割引30%+損害率による割引10%、
傷害保険は団体割引30%+損害率による割引10%+大口団体契約割引10%の適用

「ファミリー保険」は団体総合生活保険のペットネームです。

出光ファミリー保険の特徴

1

ご家族みんなで備えたいという方におすすめです!

ご家族まで幅広くカバーします!

家族型の補償では、本人・配偶者・その他の親族*1まで補償します。

*1 被保険者の範囲の詳細は4ページをご覧ください。

2

自転車に乗られる皆さまにおすすめです!

お手頃な保険料で、自転車での事故に備えることができます!

※**パーソナル保険+傷害保険をセット**でご加入いただくことで、“自転車事故によるご自身のケガ”+“お相手への賠償”を補償することができます。

詳細は、パーソナル保険は5ページ、傷害保険は7ページをご覧ください。

自転車条例については、2ページに掲載しておりますのでご覧ください。

3

人生100年時代、楽しく長生きするために、安心をお届けします!

**お手頃な保険料で、
いつか訪れる介護ライフに備えることができます!**

※ファミリー保険の介護保険なら、介護が必要になった時に、一時金が受け取れます。

詳細は9ページをご覧ください。

4

「もしも」の時に、様々なサービスをご利用いただけます!

メディカルアシスト

デイリーサポート

介護アシスト

認知症アシスト

※サービスの詳細は17ページをご覧ください。

※認知症アシストは、介護補償にご加入いただいた場合の専用サービスです。

NEW

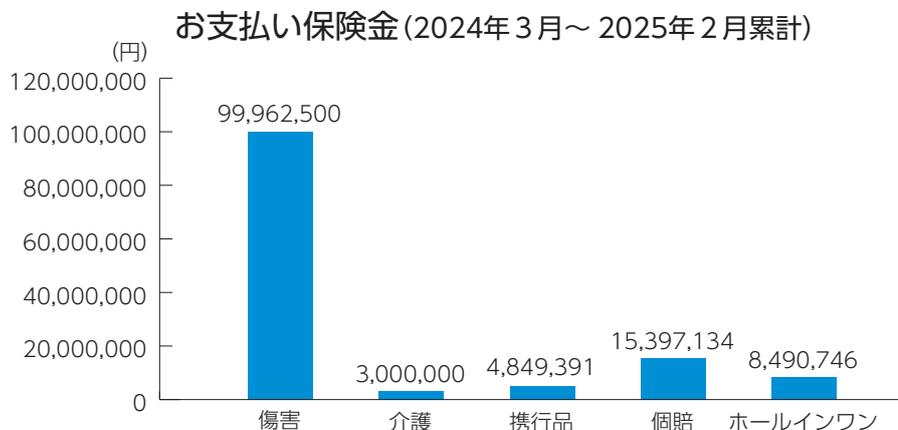
日頃レジャーを楽しまれる方におすすめです!

今回「救援者費用等保険」が新設されました!

※詳細は11ページをご覧ください。

保険金お支払い実績

1年間(2024年3月～2025年2月)で出光グループの皆様に1,200件も保険金請求を頂いております！



イラスト©東京海上日動

自転車条例 主な自治体施行状況(都道府県)

一般的に自治体が条例で求める補償は、賠償責任補償です。

パーソナル保険+傷害保険をセットでご加入いただくことで、“自転車事故によるご自身のケガ”+“お相手への賠償”を補償することができます。

※パーソナル保険は5ページ、傷害保険は7ページをご覧ください。

保険加入義務・努力義務 都道府県別一覧 (令和6年4月1日現在)

義務

努力義務

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|----|----|--|----|-----|----|----|----|-----|----|----|-----|----|
| | | | | | | | | | | 北海道 | | | | |
| | | | | | | | | | | 青森 | | | | |
| | | | | | | | | | | 秋田 | 岩手 | | | |
| | | | | | | | | | | 山形 | 宮城 | | | |
| | | | | | | | | | | 石川 | 富山 | 新潟 | 福島 | |
| | | | | | | | | | | 福井 | 岐阜 | 長野 | 群馬 | 栃木 |
| 佐賀 | 福岡 | 大分 | 山口 | | 島根 | 鳥取 | 兵庫 | 京都 | 滋賀 | 三重 | 愛知 | 山梨 | 東京 | 茨城 |
| 長崎 | 熊本 | 宮崎 | | | 広島 | 岡山 | 大阪 | 奈良 | 三重 | 愛知 | 山梨 | 東京 | 千葉 | |
| 鹿児島 | | | | | | 和歌山 | | | | | | 静岡 | 神奈川 | |
| | | | | | | 愛媛 | 香川 | | | | | | | |
| | | | | | | 高知 | 徳島 | | | | | | | |
| 沖縄 | | | | | | | | | | | | | | |

出典:国土交通省「自転車損害賠償責任保険等への加入促進について」

お知らせ(今年度の変更点)

出光グループ団体契約における損害率が悪化している状況を踏まえ、損害率による割引率が割引15%から10%に変更、保険料が引き上げとなります。

また、2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、傷害補償の保険料を改定します。

【商品改定について】

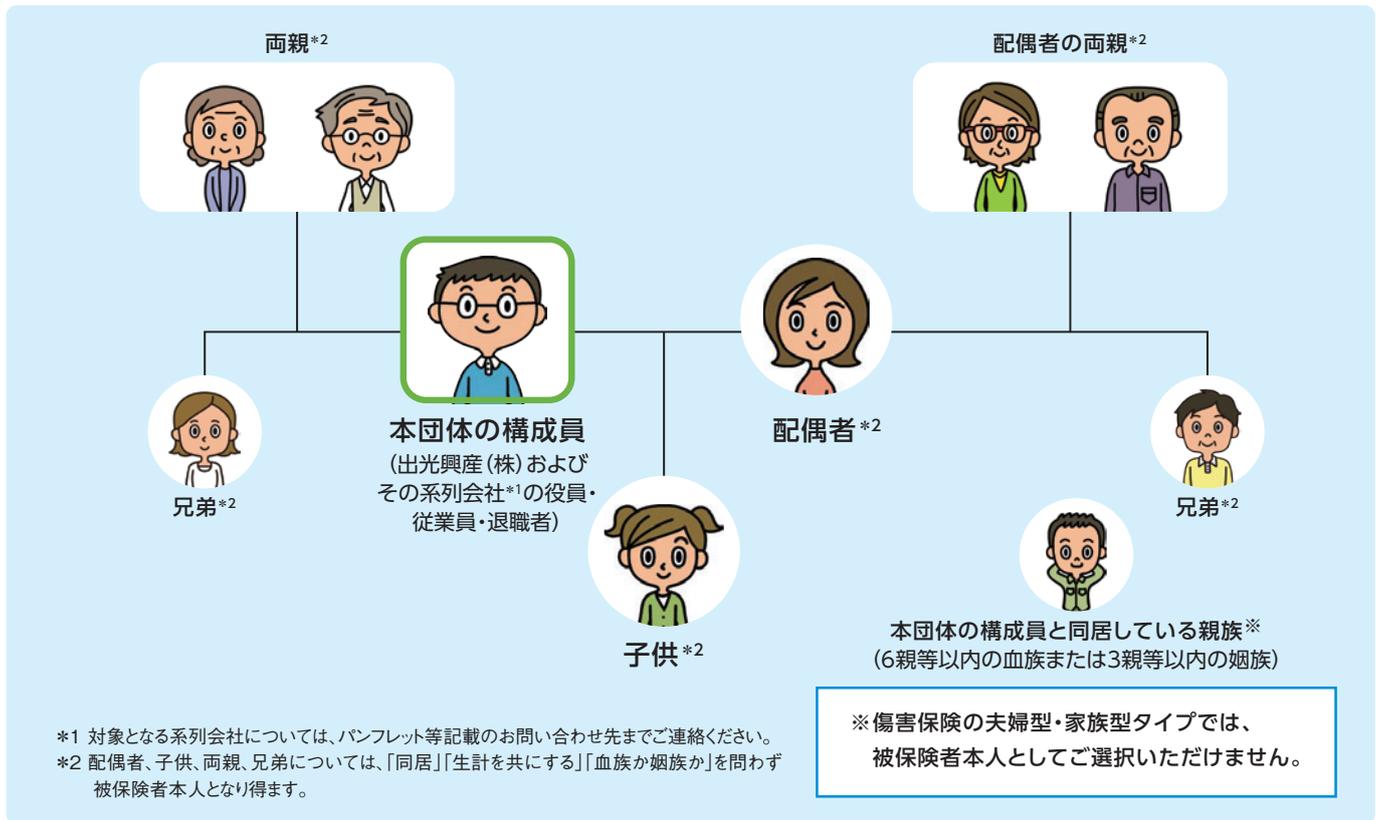
以下の補償について、下記のとおり改定いたします。

| 変更する補償 | 改定項目 | 概要 |
|------------------|-----------------------------------|---|
| 傷害補償 | 職種級別による料率区分の廃止 | 傷害補償における職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。 |
| 傷害補償 賠償・財産・費用 | 熱中症の補償追加 | 昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。 |
| 賠償・財産・費用 | 救援者費用等補償特約 | 出光グループ団体契約において、「救援者費用等補償特約」の販売を開始いたします。補償内容の詳細については、パンフレットをご参照ください。 |
| 介護補償 | 付帯サービスの一部終了 | 利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 ＜終了対象のサービス＞ 介護補償「認知症アシスト」のうち「搜索支援サービス」 |
| 賠償・財産・費用 | ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約の引受けに関する規定改定 | 出光グループ団体契約において、保険金額を100万円とするプランについて、新規・更新の販売を停止いたします。 |
| 全ての補償 | 配偶者継続 | 2025年11月1日以降適用外といたします。 |

このご案内は、2025年11月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。約款のご請求やご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

1 被保険者本人となり得る方(本人として加入できる方)

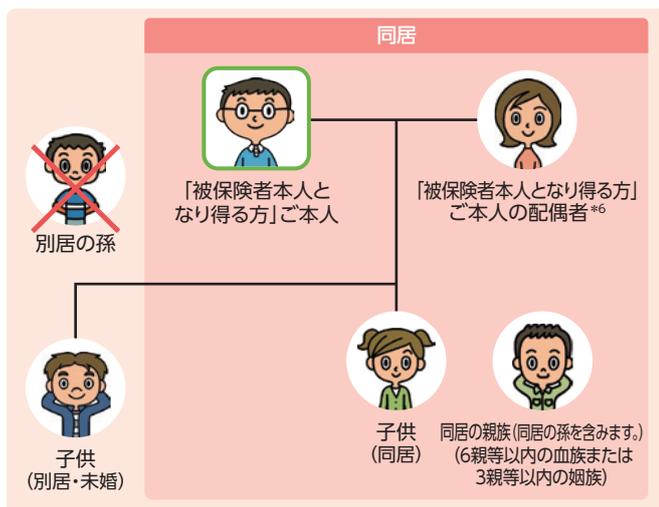
下図に該当する方。ただし、介護補償については団体契約の始期日時時点の年齢が満5歳以上満84歳以下の方に限ります。
(更新契約の場合は、更新時の被保険者年齢が満89歳以下とします。)



2 本人型・夫婦型・家族型の被保険者(保険の対象となる方)の範囲

| | | 本人*3 | 配偶者 | その他のご親族*4 |
|----------|-------------------|------|-----|-----------|
| 傷害保険 | 本人型 | ● | — | — |
| | 夫婦型 | ● | ● | — |
| | 家族型 | ● | ● | ● |
| パーソナル保険 | 個人賠償責任*5、携行品 家族型 | ● | ● | ● |
| | ホールインワン・アルパトロロス費用 | ● | — | — |
| 介護保険 | 本人型 | ● | — | — |
| | 本人型 | ● | — | — |
| 救済者費用等保険 | 夫婦型 | ● | ● | — |
| | 家族型 | ● | ● | ● |
| | 本人型 | ● | — | — |

家族型の被保険者の範囲



*3 被保険者本人とは上記「被保険者本人となり得る方」の中で実際にご加入いただいた各人をいいます。(加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。)

*4 ご本人または配偶者の同居のご親族および別居の未婚のお子様をいいます。ご親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族(配偶者を含みません。)をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

*5 本人*3が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます。(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

(注) 保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【「被保険者(保険の対象となる方)について」における用語の解説】

配偶者:

法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、(婚約とは異なります。)

a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

*6 配偶者については、「同居」を問わず被保険者(保険の対象となる方)になります。

パーソナル保険

(団体総合生活保険)

((団体割引30%適用、損害率による割引10%適用) 割引率37%)

「パーソナル保険」は団体総合生活保険の個人賠償責任補償特約、携行品特約、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約のセット商品のペットネームです。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」P19をご覧ください。

① 個人賠償責任

家族型

日本国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、日本国内で他人から預かった物・レンタル品等の受託品*1を日本国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。



自転車で誤って
人をはねてケガをさせた



アパートで
風呂場の水があふれて
階下の部屋を汚した



買い物中に誤って
商品を壊してしまった

高額賠償例

| 判決 | 事故の概要 | 賠償額(※) |
|------------------------|---|---------|
| 神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決 | 男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 | 9,521万円 |
| 東京地方裁判所 平成20年6月5日判決 | 男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 | 9,266万円 |

(※)賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。日本損害保険協会調べ

1事故支払限度額

国内: 無制限

国外: 1億円

免責金額(自己負担額)なし

被保険者(保険の対象となり得る方)の範囲

(右記の方が保険の対象となる方になります)
※詳細は4ページをご参照ください

被保険者本人・配偶者／被保険者本人またはその配偶者の同居の親族／被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様／被保険者本人が未成年者または前記被保険者(保険の対象となる方)が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

個人賠償責任補償に「示談交渉」が自動付帯されています。

日本国内において「他人にケガをさせた」「他人の物を壊した」等、法律上の賠償責任を負った場合、東京海上日動が折衝・示談を行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

示談交渉とは

相手方への損害賠償に関する示談交渉は、原則として東京海上日動が行います。



■ 以下の場合は示談交渉できません。
 ● 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合
 ● 補償を受けられる方に損害賠償責任がない場合
 ● 相手方へ損害賠償請求を行う場合 等

② 携行品

家族型

日本国内外における、保険の対象となる方が所有する、自宅外で携行している身の回り品の損壊・盗難事故^{※注}を補償します。



旅行中
カメラを誤って
落として
壊してしまった



外出中、
ハンドバックを
ひったくられた

● 置き忘れ・紛失は対象外

● 盗難のお支払いは警察での盗難届が必要です。

(正当な理由なくこれらの届出を行わなかったときは、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。)

※自転車、メガネ、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末等は対象外です。



保険期間を通じて50万円限度

免責金額(自己負担額)1事故につき5,000円

(その他「補償の対象とならないもの」の詳細は、19ページ「補償の概要等」をご確認ください。)

被保険者(保険の対象となり得る方)の範囲

(右記の方が保険の対象となる方になります)
※詳細は4ページをご参照ください

被保険者本人・配偶者／被保険者本人または配偶者の同居の親族／被保険者本人または配偶者の別居の未婚のお子様

※注: 事故とは被保険者の居住する住宅以外の場所で携行中の被保険者が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または、住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の被保険者が所有する身の回り品に不測かつ突発的な事故により生じた損害をいいます。

③ ホールインワン・アルバトロス費用

本人型/家族型

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に補償します。

※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。



ホールインワンをして
祝賀会を開いた(国内のみ)

ホールインワンを達成!
キャディさんへのチップ(2人) 20,000円
贈呈用記念品 400,000円
記念コンペ費用 108,000円

合計約 528,000円!!
例えば、このような思いがけない出費がかかります!

上記は弊社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき
PCタイプ・PCFタイプ:50万円限度
免責金額(自己負担額)なし

被保険者(保険の対象となり得る方)の範囲

(右記の方が保険の対象となります)
※詳細は4ページをご参照ください

PCタイプ 被保険者本人のみ

PCFタイプ 被保険者本人・配偶者/被保険者本人またはその配偶者の同居の親族
/被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様

※被保険者本人以外のご家族の方もホールインワン・アルバトロス費用の補償が必要な場合は、PCFタイプへのご加入をおすすめします。

● 保険金額・保険料表 ご加入は1口のみとなります 保険期間:1年間

| | | PA | PB | PC | PCF |
|---|---|--------|--------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 現役 月額保険料 | | 160円 | 440円 | 840円 | 1,380円 |
| 退職者 一時払保険料 | | 1,790円 | 4,800円 | 9,130円 | 15,080円 |
| ① 個人賠償責任 1事故支払限度額 国内:無制限 国外:1億円 免責金額(自己負担額)なし | 国内外 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ② 携行品 保険期間を通じて50万円限度 免責金額(自己負担額) 1事故につき5,000円 | × | ○ | ○ | ○ |
| | ③ ホールインワン・アルバトロス費用 免責金額(自己負担額)なし | × | × | 本人型 ○ ホールインワン・アルバトロス費用 50万円 | 家族型 ○ ホールインワン・アルバトロス費用 50万円 |

ご注意 被保険者の範囲をご確認ください。

被保険者本人と下記②~④の方が補償されます。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用のPCタイプの補償は被保険者本人に限られますのでご注意ください。

①被保険者本人 ②被保険者本人の配偶者 ③①またはその配偶者の同居の親族 ④①またはその配偶者の別居の未婚のお子様(例:下宿をされている学生)
※個人賠償責任においては、被保険者本人が未成年者または前記被保険者(保険の対象となる方)が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も被保険者の範囲に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。

ご注意 ※パーソナル保険は海外旅行保険にかわるものではありません。

パーソナル保険では補償できない危険もありますので、海外に行かれる際には、ご相談ください。

※この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- 他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合:他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額をお支払します。
- 他の保険契約等によって保険金や共済金が優先して支払われる、または支払われた場合:損害の額または費用が、他の保険契約等で支払われる、支払われた保険金もしくは共済金の額を超えるときは、その超過額をお支払します。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。
- ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

詳細は「補償の概要等」を合わせてご参照ください

傷害保険

(団体総合生活保険)

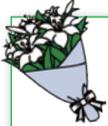
《(団体割引30%適用、損害率による割引10%、大口団体契約割引10%適用)割引率約43%》

「傷害保険」は団体総合生活保険の傷害補償基本特約のペットネームです。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」P21をご覧ください。

お支払いする保険金の種類

本人型 / 夫婦型 / 家族型



万が一お亡くなりになったら (死亡保険金)

急激かつ偶然な外来の事故※によりケガをしたまたは熱中症となり、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)



後遺障害が生じたら (後遺障害保険金)

急激かつ偶然な外来の事故※によりケガをしたまたは熱中症となり、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。



ケガで 入院したら(入院保険金)

1日目から!

急激かつ偶然な外来の事故※によりケガをしたまたは熱中症となり、医師等の治療を必要とし入院されたときに、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。また、1事故について180日を限度とします。



ケガで 通院したら(通院保険金)

1日目から!

急激かつ偶然な外来の事故※によりケガをしたまたは熱中症となり、医師等の治療を受けた場合、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内の通院(往診を含みます。)による医師の治療を受けられた場合に限り。また、1事故について90日を限度とします。



ケガで手術したら (手術保険金)

急激かつ偶然な外来の事故※によりケガをしたまたは熱中症となり、治療を目的として公的医療保険制度の給付対象である手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合、手術保険金をお支払いします。

※1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

※注 SCFタイプおよびSCタイプの場合は交通事故等*によるケガのみの補償となります。
*交通事故等の詳細は、後記「補償の概要等」をご確認ください。

こんなとき、国内外を問わず補償します!!

交通事故※をはじめ、職場・ご家庭・レジャー・海外旅行先でのケガなど日常生活でおきる『急激かつ偶然な外来の事故によるケガ』や熱中症を補償します(病気・生活習慣病は対象外)。



自転車にぶつけられてケガ※



スポーツ中のケガ※



熱中症※

※注 SCFタイプおよびSCタイプの場合は交通事故等*によるケガまたは熱中症のみの補償となります。
*交通事故等の詳細は、後記「補償の概要等」をご確認ください。

「地震特約ありタイプ」をおすすめします!

※地震特約とは「天災危険補償特約(傷害用)」のことです。
※地震特約部分保険料については損害率による割引および大口団体契約割引が適用されません。

「地震・噴火またはこれらによる津波での傷害または熱中症」を補償する特約です。

近年頻発する地震に備えるためにも是非ご加入ください。

地震



津波



噴火



自転車を乗られる方におすすめ

傷害保険と(P5記載の)個人賠償責任をセットでご加入の場合、ご自身のお怪我と相手への賠償責任を補償します。ぜひ、セットでご加入されることをおすすめいたします。なお、自転車の修理代は対象外となりますのでご注意ください。



※民間の損害保険会社(生命保険を除く)でご加入の傷害保険・共済契約の補償額が合算で「死亡・後遺障害1億5,000万円、入院日額30,000円、通院日額20,000円」を超える場合はお引受できない場合がございますので、代理店にお問い合わせください。

[注意事項]

※支払保険金の状況により、損害率による割引は毎年見直されます(地震特約部分は損害率による割引および大口団体契約割引が適用されません。)

※被保険者本人1人につき、右ページ記載のタイプのうち1つのタイプのみご加入いただけます。

詳細は「補償の概要等」を合わせてご参照ください

被保険者本人1人につき、
1つのタイプのみ
ご加入いただけます

● 保険金額・保険料表

ご加入は3口が限度となります 保険期間：1年間

本人型

| | | (地震特約あり) SA | (地震特約なし) SB | (地震特約なし) SC |
|------------------------|----------------|--|-----------------------|-----------------------|
| 現役 1口当たり 月額保険料 | | 1,140円 | 1,000円 | 310円 |
| 退職者 1口当たり 一時払保険料 | | 12,510円 | 10,820円 | 3,440円 |
| 死亡・ 後遺障害 保険金 | 交通事故・ その他事故 | 360万円 | | 360万円 (交通事故のみ) |
| | 地震・津波・噴火 | 360万円 | — | — |
| 入院 保険金 日額 | 交通事故・ その他事故 | 5,000円 | | 5,000円 (交通事故のみ) |
| | 地震・津波・噴火 | 5,000円 | — | — |
| 手術 保険金 ※注 | 交通事故・ その他事故 | 50,000円 (入院中の手術) 25,000円 (入院中以外の手術) | | 50,000円 (入院中の手術) |
| | | 50,000円 (入院中の手術) 25,000円 (入院中以外の手術) | | 25,000円 (入院中以外の手術) |
| | 地震・津波・噴火 | 50,000円 (入院中の手術) 25,000円 (入院中以外の手術) | | 50,000円 (入院中の手術) |
| | | 25,000円 (入院中以外の手術) | | 25,000円 (交通事故のみ) |
| 通院 保険金 日額 | 交通事故・ その他事故 | 2,500円 | | 2,500円 (交通事故のみ) |
| | 地震・津波・噴火 | 2,500円 | — | — |

夫婦型

| | | (地震特約あり) SAH | (地震特約なし) SBH |
|------------------------|----------------|--|------------------------|
| 現役 1口当たり 月額保険料 | | 2,190円 | 1,900円 |
| 退職者 1口当たり 一時払保険料 | | 24,030円 | 20,660円 |
| 死亡・ 後遺障害 保険金 | 交通事故・ その他事故 | 360万円 | |
| | 地震・津波・噴火 | 360万円 | — |
| 入院 保険金 日額 | 交通事故・ その他事故 | 5,000円 | |
| | 地震・津波・噴火 | 5,000円 | — |
| 手術 保険金 ※注 | 交通事故・ その他事故 | 50,000円 (入院中の手術) 25,000円 (入院中以外の手術) | |
| | | 50,000円 (入院中の手術) 25,000円 (入院中以外の手術) | |
| | 地震・津波・噴火 | 50,000円 (入院中の手術) 25,000円 (入院中以外の手術) | |
| | | 25,000円 (入院中以外の手術) | |
| 通院 保険金 日額 | 交通事故・ その他事故 | 2,500円 | |
| | 地震・津波・噴火 | 2,500円 | — |

家族型

被保険者の範囲

被保険者本人・配偶者 / 被保険者本人またはその配偶者の同居の親族 / 被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様
※詳細は4ページをご参照ください

| | | (地震特約あり) SAF | (地震特約なし) SBF | (地震特約なし) SCF |
|--------------------|------------|--|------------------------|------------------------|
| 現役 1口当たり月額保険料 | | 4,060円 | 3,510円 | 730円 |
| 退職者 1口当たり一時払保険料 | | 44,470円 | 38,200円 | 7,940円 |
| 死亡・ 後遺障害 保険金 | 交通事故・その他事故 | 360万円 | | 360万円 (交通事故のみ) |
| | 地震・津波・噴火 | 360万円 | — | — |
| 入院 保険金 日額 | 交通事故・その他事故 | 5,000円 | | 5,000円 (交通事故のみ) |
| | 地震・津波・噴火 | 5,000円 | — | — |
| 手術 保険金 ※注 | 交通事故・その他事故 | 50,000円 (入院中の手術) 25,000円 (入院中以外の手術) | | 50,000円 (入院中の手術) |
| | | 50,000円 (入院中の手術) 25,000円 (入院中以外の手術) | | 25,000円 (入院中以外の手術) |
| | 地震・津波・噴火 | 50,000円 (入院中の手術) 25,000円 (入院中以外の手術) | | 50,000円 (入院中の手術) |
| | | 25,000円 (入院中以外の手術) | | 25,000円 (交通事故のみ) |
| 通院 保険金 日額 | 交通事故・その他事故 | 2,500円 | | 2,500円 (交通事故のみ) |
| | 地震・津波・噴火 | 2,500円 | — | — |

SCF

ご家族で自転車事故による
ケガに備えたい方に
おすすめです！



●「家族型」はご家族人数が4人以上の方にお勧めです。3人家族(夫婦+子供1人)の場合は、夫婦型(1口)+本人型(1口)に加入された方が、保険料がお安くなります。

※注：傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※地震特約とは「天災危険補償特約(傷害用)」のことです。

※地震特約部分保険料については損害率による割引および大口団体契約割引が適用されません。

パーソナル保険

傷害保険

介護保険

救済者費用等保険

介護保険 (独自基準追加型(要介護2))

(団体総合生活保険)

〈(団体割引30%適用、損害率による割引10%)

割引率37%〉

「介護保険」は団体総合生活保険の介護補償基本特約のペットネームです。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」P22をご覧ください。

補償内容

本人型

被保険者が、『公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合』または『東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合』に、保険金(一時金)をお支払いします。

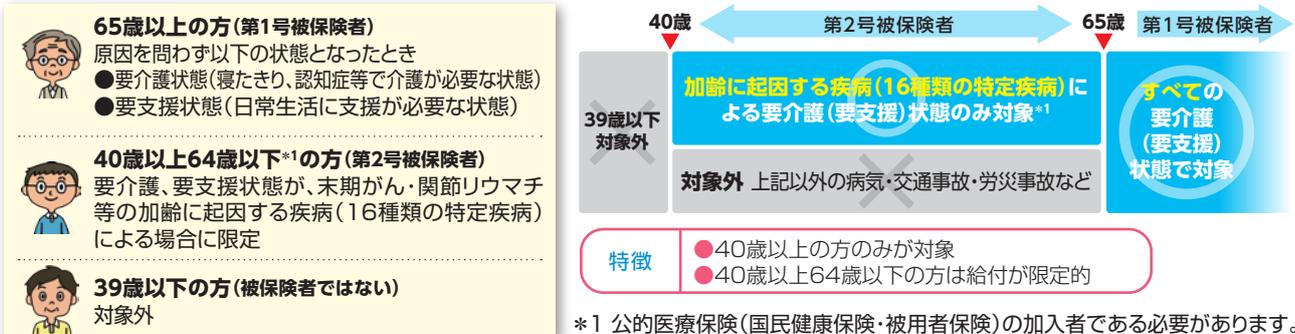
公的介護保険制度と介護保険(独自基準追加型(要介護2))の違い

公的介護保険制度の概要

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。



*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

介護保険(独自基準追加型(要介護2))の補償範囲

公的介護保険制度に基づく
要介護2以上の認定を受けた場合

or

東京海上日動が独自に定めた所定の要介護状態
(要介護2用)*1となった場合*2

公的介護保険制度による給付の対象外になってしまう以下の場合についても保険金をお支払いします

- 「39歳以下の方」が要介護状態になった場合*2
- 40歳以上64歳以下の方が「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病・ケガ」により要介護状態になった場合*2

このような介護の場合に補償します



要介護2の
認定を受けた場合



仕事に負ったケガによって
要介護状態になった場合*2



病気やケガによって
要介護状態になった場合*2

●受け取った保険金は、介護のための初期費用や、毎月かかる持ち出し費用にお使いいただけます。

要介護状態初期に一時的に必要な費用の目安(自費で購入した場合)

※いずれも自費で購入した場合の初期費用(目安)で、公的介護保険の対象になる場合があります。

| 車いす | |
|------|---------|
| ■自走式 | 5~21万円 |
| ■電動式 | 30~67万円 |

| 階段昇降機 | |
|-----------|--------|
| ■いす式直線階段用 | 52万円~ |
| | ※工事費別途 |

| 特殊寝台(介護ベッド) | |
|-------------|--------------|
| ■16~61万円 | |
| | ※機能により金額は異なる |

| 手すり | |
|-------------|-------------------------|
| ■廊下・階段・浴室用等 | 2万円~ |
| | ※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途) |

| ポータブルトイレ | |
|----------|---------|
| ■水洗式 | 3~7万円 |
| ■シャワー式 | 13~19万円 |

| 移動用リフト | |
|---------|---------|
| ■据置式 | 24~90万円 |
| ■レール走行式 | 56万円~ |
| | ※工事費別途 |

【出典】(公財)生命保険文化センター
「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから 介護にはまとまった
資金準備があると安心です。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*2 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に限ります。

その他の特長

1 従業員や退職者ご本人だけでなく、 ご両親やご家族のご加入も可能です!

ご本人や配偶者のご両親、配偶者、ご兄弟等も保険の対象とすることができます。
⇒詳細は4ページをご参照ください。

2 ご加入の際、医師の診査は不要です!

加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。
告知いただいた内容によってはご加入をお断りすることがあります。



3 介護アシストや認知症アシストにより 安心をお届けします!

社会福祉士やケアマネージャー等が介護に関する相談に
電話でお応えします。また、高齢者の生活を支える
各種サービスを優待条件でご紹介します。
⇒詳細は17ページをご参照ください。



● 保険金額・保険料表 ご加入は1口のみとなります 保険期間:1年間

| 本人型 | | K1タイプ 一時金100万円 | | K2タイプ 一時金200万円 | | K3タイプ 一時金300万円 | |
|-----------------------|----------------------|-------------------|---------------|-------------------|---------------|-------------------|---------------|
| | | 現役 月額保険料 | 退職者 一時払保険料 | 現役 月額保険料 | 退職者 一時払保険料 | 現役 月額保険料 | 退職者 一時払保険料 |
| 新規加入の方 および 更新の方 | 5~9歳 | 10円 | 20円 | 10円 | 40円 | 10円 | 60円 |
| | 10~14歳 | 10円 | 20円 | 10円 | 40円 | 10円 | 60円 |
| | 15~19歳 | 10円 | 20円 | 10円 | 40円 | 10円 | 60円 |
| | 20~24歳 | 10円 | 40円 | 10円 | 80円 | 10円 | 120円 |
| | 25~29歳 | 10円 | 70円 | 10円 | 150円 | 20円 | 220円 |
| | 30~34歳 | 10円 | 140円 | 30円 | 280円 | 40円 | 420円 |
| | 35~39歳 | 20円 | 270円 | 50円 | 540円 | 70円 | 810円 |
| | 40~44歳 | 50円 | 540円 | 100円 | 1,070円 | 150円 | 1,610円 |
| | 45~49歳 | 60円 | 640円 | 120円 | 1,280円 | 180円 | 1,920円 |
| | 50~54歳 | 80円 | 880円 | 160円 | 1,760円 | 240円 | 2,640円 |
| | 55~59歳 | 110円 | 1,250円 | 230円 | 2,510円 | 340円 | 3,760円 |
| | 60~64歳 | 250円 | 2,710円 | 500円 | 5,420円 | 740円 | 8,120円 |
| | 65~69歳 | 510円 | 5,610円 | 1,030円 | 11,220円 | 1,540円 | 16,830円 |
| | 70~74歳 | 1,130円 | 12,320円 | 2,260円 | 24,640円 | 3,390円 | 36,950円 |
| 75~79歳 | 2,590円 | 28,310円 | 5,190円 | 56,610円 | 7,780円 | 84,920円 | |
| 80~84歳 | 4,910円 | 53,520円 | 9,810円 | 107,040円 | 14,720円 | 160,560円 | |
| 更新の方のみ | 85~89歳 ^{*1} | 11,650円 | 127,110円 | 23,300円 | 254,210円 | 34,960円 | 381,320円 |

※保険料は毎年11月1日(団体契約の始期日)時点での被保険者本人の満年齢によって変わります。

*1 11月1日(団体契約の始期日)時点での被保険者本人の満年齢が85歳の場合、更新後の保険料が大きく上がります。

詳細は「補償の概要等」を合わせてご参照ください

救援者費用等保険 (団体総合生活保険)

〈(団体割引30%適用、損害率による割引10%)割引率37%〉

「救援者費用等保険」は団体総合生活保険の救援者費用等補償特約のペットネームです。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」P23をご覧ください。

救援者費用等

国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等で、保険の対象となる方またはその親族等が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。



※「救援者費用等」とは、次の費用をいいます。

- ① 捜索救助費用: 遭難した被保険者を捜索、救助または移送(以下これらを「捜索等」といいます。)する活動に要した費用をいいます。
- ② 交通費: 被保険者の捜索等、看護または事故処理を行うために事故発生地または被保険者の収容地(以下これらを「現地」といいます。)へ赴く被保険者の親族(以下「救援者」といいます。)の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。
- ③ 宿泊料: 現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。
- ④ 移送費用: 死亡した被保険者を現地から被保険者の住宅に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から被保険者の住宅もしくは住宅の所在する国の病院もしくは診療所等へ移転するために要した移転費をいいます。
- ⑤ 諸雑費: 救援者の渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等)および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費用等をいい、国外においては200,000円を限度とします。ただし、これらの費用が、日本国内において発生したときは、30,000円を限度とします。

● 保険金額・保険料表 ご加入は1口のみとなります 保険期間: 1年間

| | 本人型 Qタイプ | 夫婦型 QHタイプ | 家族型 QFタイプ |
|------------|-------------|--------------|--------------|
| 救援者費用等保険金額 | 500万円 | 500万円 | 500万円 |
| 現役 月払保険料 | 20円 | 40円 | 70円 |
| 退職者 一時払保険料 | 200円 | 390円 | 740円 |

救援者費用等にご加入の場合は、傷害補償または介護補償にもご加入いただく必要があります。

Q & A

Q1 通勤通学で自転車を利用することになりました。どのような保険に入ればいいですか？

A1 パーソナル保険+傷害保険をセットでご加入いただくことで、“自転車事故によるご自身のケガ”+“お相手への賠償”を補償することができます。

Q2 救援者費用等保険に単独で加入できますか？

A2 救援者費用を付けるには、傷害保険または介護保険にもご加入いただく必要がございます。

Q3 セルフでゴルフ中にホールインワンが出た場合、対象になりますか？

A3 原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。

詳しくは20ページ掲載「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」[保険金をお支払いする主な場合]をご確認ください。

Q4 補償内容がわかる資料が欲しいです。

A4 マイページにご登録いただくことで、すぐにご確認いただけます。

アプリをご利用の方:14ページの「招待コードをお持ちでない方」からご登録いただけます。

パソコンをご利用の方:東京海上日動のホームページ(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/contractor/keiyakusyasama.html>)からご登録いただけます。

Q5 引っ越しましたが、連絡が必要ですか？

A5 ご契約の住所を変更する必要がございます。裏表紙に記載の「個人保険グループ」へご連絡ください。

Q6 保険金請求はどこに連絡すれば良いですか？

A6 裏表紙に記載の「お客様サポートグループ」へご連絡ください。

Q7 過去に遡って保険請求できますか？

A7 保険金請求権には時効(3年)がございます。保険金請求漏れを防ぐためにも、事故発生後速やかに「お客様サポートグループ」までご連絡ください。

Q8 退職後も出光ファミリー保険に加入できますか？

A8 継続加入いただけます。

Q9 確定申告や年末調整に必要な書類はどれですか？

A9 「介護保険」にご加入の方は、控除対象となります。裏表紙に記載の「個人保険グループ」へご連絡ください。

「介護保険」にご加入されていない方は、控除対象はございません。



いつでもどこでも
あなたのそばでサポート。



東京海上日動マイページ

——— こんな時にご利用いただけます! ———

加入中の契約内容が 一目でわかります



〈確認できる項目〉

- 契約内容の確認
- Web証券、Web約款、Web通知、Web更新案内の確認 (選択された方のみ)
- ご請求内容 (口座振替) の確認



＼ 契約内容の変更も可能です! ／

〈変更できる項目〉

- 住所変更受付
- メールアドレス変更・登録
- 自動車保険変更受付 (車両入替・年齢条件・運転者限定変更)
- 生命保険変更 (契約者貸付、メールサービスの変更・登録、払込方法変更、口座情報変更等)
- クレジットカード情報変更・登録および口座変更
- 控除証明再発行受付 等

事故の連絡・ 保険金請求が スムーズです



損害保険の事故時のご連絡や、
生命保険の保険金・給付金請求のご連絡ができます。



＼ 事故対応の状況確認にも便利です! ／

- 自動車保険・超保険 (自動車) の事故対応の進捗状況が確認できます。
- 生命保険の保険金・給付金の進捗状況が確認できます。



※ご契約の商品や内容によってご利用いただけるサービスが異なります。

Web証券、Web約款、Web更新案内をご確認いただけますので、ご契約時にぜひご選択ください。

インストール方法は裏面をご確認ください ➡

インストールはスマホから。いますぐダウンロードできます！

Step 1

マイページアプリの
Webサイトに、
スマートフォンからアクセス



Step 2

Webサイトのリンクから、
アプリをインストール※

※直接App StoreまたはGoogle Playから「東京海上日動
マイページ」と検索してインストールすることもできます。

iPhoneの方



Androidの方



※App StoreはApple Inc.の商標です。Google PlayはGoogle LLCの商標です。

PCやインターネットブラウザからご利用の場合は東京海上日動もしくは東京海上日動あんしん生命のホームページからアクセスをお願いします。

招待コードをお持ちの方

Step 3

アプリを起動し、
「新規登録」をタップしてください。
「招待コード」とご契約者の
「姓名(カナ)」を入力し、
利用規約に同意してください。



Step 4

「SMSに確認コードを送信する」
をタップしてください。
ご契約の携帯電話に
「確認コード」が届きます。



Step 5

ご契約の携帯電話に届く
「確認コード」を入力してください。



招待コードをお持ちでない方

Step 3

アプリを起動し、
「新規登録」をタップしてください。
「それ以外の方はこちら」
をタップしてください。



Step 4

「証券番号(加入者証券番号)」と
「姓名(カナ)」を入力し、
利用規約に同意のうえ
「確認コードの送信に進む」を
タップしてください。



Step 5

電話番号を選択し、
「SMSに確認コードを送信する」をタップすると
ご契約の携帯電話にSMSが届きます。
届いた確認コードを入力してください。
※電話番号のご登録がない場合は、電話番号を入力してSMSを
お受け取りください。



Step 6

「マイページID(メールアドレス)」と
「パスワード」を入力し、
「マイページを登録する」をタップすると、
ID登録が完了します。



Step 7

各種設定を行えば登録完了です。

- ログイン方式の設定
- お客様の電話番号登録
- 通知設定



お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

www.tmn-anshin.co.jp

A08-88890 (1) 改定202503

告知の大切さに関する ご案内

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償 (GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方 (被保険者) について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます (更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

*2 医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方 (被保険者) ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方 (被保険者) **ご自身がありのままにご記入** ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ (追加) 加入される場合で、団体構成員のご家族 (団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族) を保険の対象となる方 (被保険者) とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させていただく場合 があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無 (予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療 (投薬の指示を含みます。) の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。

詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償 (GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取り扱いいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

よろしくお願
いたします。



東京海上日動火災保険株式会社

健康状態告知書

団体総合生活保険(介護保険)に新たにご加入される場合または更新にあたり補償内容をアップさせる場合には、健康状態の告知が必要です。「告知の大切さに関するご案内」をご確認のうえ、ご回答ください。

質問①

- 以下(1)~(3)のいずれかに該当しますか。
 - (1) 現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着替え」「店での買い物」「公共の交通機関の利用」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要とする。
 - (2) 今までに、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある。
 - (3) 今までに、認知症、軽度認知障害(MCI)もしくはそれらの疑いまたはがん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がんを除きます)で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。
- 告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気やケガで入院をしたことまたは手術を受けたことはありますか。
- 告知日(ご記入日)より過去2年以内に下表の病気であると医師に診断されたこと、または下表の病気のため医師から検査^(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことはありますか。

^(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

お引受けできない病気

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ●肝硬変 | ●アルコール依存症 |
| ●脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血) | ●パーキンソン病 |
| ●脳しゅよう | ●アルツハイマー病 |
| ●心筋梗塞 | ●レビー小体病 |
| ●心筋症 | ●前頭側頭葉変性症 |
| ●心不全 | ●ピック病 |
| ●心房細動 | ●(骨折歴を伴う)骨粗しょう症 |
| ●糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含みます) | ●関節炎(リウマチ性、変形性) |
| ●うつ病 | |
| ●双極性障害(躁うつ病) | |
| ●統合失調症 | |

全てなし

1つ以上あり

お引き受けできます。

申し訳ございませんが、お引受けできません。

回答をご記入のうえご署名*ください。

*介護補償のみに(追加)加入される場合、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受取りいただけないことがあります。健康状態告知を行った方がご署名ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から
「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますので
ご了承ください。

メディカルアシスト 自動セット

受付時間*1 24時間365日

 **0120-708-110**

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている
場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関を
ご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。



医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療
機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電
話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソー
シャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の
手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

デイリーサポート 自動セット

受付時間 (いずれも土日祝・年末・年始を除く)

| | | | |
|------|-------------|------------|-------------|
| 法律相談 | 10:00~18:00 | 社会保険に関する相談 | 10:00~18:00 |
| 税務相談 | 14:00~16:00 | 暮らしの情報提供 | 10:00~16:00 |

 **0120-285-110**

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話
でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・
税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の
専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりや
すく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場
合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・
各種スクール情報等、暮らしに役立つ
様々な情報を電話でご提供します。



介護アシスト 自動セット

受付時間 月～金 9:00～17:00
(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

▼電話介護相談
各種サービス優待紹介

 **0120-428-834**

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を
通じて、介護の仕方や
介護保険制度等、介護に関する
様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス
www.kaigonw.ne.jp



お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、
介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介
護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」を
ご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめ
や専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」
「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支
える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

認知症アシスト **自動セット** 【対象となる補償】介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間 月～金 9:00～17:00
(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

▼「認知症の人と家族の会」紹介

 **0120-775-677**

▼脳の健康度チェック

 **0120-002-531**

▼認知症介護電話相談

 **0120-801-276**

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修: 川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*2」をご紹介します。*3

*2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

*3 年会費については、お客様にご負担いただけます。

ご注意ください(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
 - ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
 - ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
 - ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。



マイページ by 東京海上日動 のご案内

- スマホやパソコンから、好きな時に、加入者票を閲覧・印刷することができます！
 - 万が一の事故の際も、スマホやパソコンから、簡単にご連絡・保険金請求のお手続きが可能です！
- ※「マイページ」は、個人のお客様向けのインターネットサービスです。



無料

ダウンロードはこちらから！

- この保険は、出光興産(株)を保険契約者とし出光グループ従業員等を被保険者とする団体総合生活保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としては出光興産(株)が有します。
- このパンフレットは団体総合生活保険の概要について説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または引受保険会社におたずねください。また、ご加入を申し込まれる方と被保険者(保険の補償を受けられる方または保険の対象となる方)が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者(保険の補償を受けられる方または保険の対象となる方)にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店との間で有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■ 団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。
 ※補償の概要等をご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。）。

【賠償責任に関する補償】

| | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|------------|--|--|
| 個人賠償責任補償特約 | <p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p style="text-align: right;">等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p> |

【財産に関する補償】

| | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|-------|--|--|
| 携行品特約 | <p>国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等 <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> |

【費用に関する補償】

| | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|----------------------|--|--|
| ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 | <p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>■ 下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）</p> <p>① 同伴競技者 ② 同伴競技者以外の第三者*1</p> <p>■ 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※原則として同伴キャディがないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*1の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。</p> <p>既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等 |

【傷害補償】

■保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

■「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合は、「交通事故等」*3により、保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

*3 交通事故等とは以下のものをいいます。

■運行中の交通乗用具*4との衝突、接触等の交通事故 ■運行中の交通乗用具*4に搭乗している間の事故 ■乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故 ■作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ■交通乗用具*4の火災による事故 等

*4 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます（身体障害者用の車いすも含みます。）。 等

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

| | | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|----------|---------|--|--|
| 傷害補償基本特約 | 死亡保険金 | <p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの <p>等</p> <p><「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされない場合のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ <p>等</p> <p><「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットされる場合のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ <p>*1「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。</p> |
| | 後遺障害保険金 | <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> | |
| | 入院保険金 | <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> | |
| | 手術保険金 | <p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p> | |
| | 通院保険金 | <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。</p> | |

【介護補償】

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[独自基準追加型（要介護2）]

| 保険金をお支払いする主な場合 | | 保険金をお支払いしない主な場合 | | | | | | | | |
|---|---|--|---|-----|---|--------------|---|-----------------|--|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">介護補償基本特約 + 公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約 + 所定の要介護状態（要介護2用）の追加補償特約</p> | <p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合</p> <p>①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。</p> <table border="1"> <tr> <td>歩行</td> <td>壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたたまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。</td> </tr> <tr> <td>寝返り</td> <td>ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。</td> </tr> <tr> <td>入浴その他の複雑な動作等</td> <td>次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全できないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。</td> </tr> <tr> <td>排せつ等日常生活上の一部の行為</td> <td>次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全できないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全できないまたは部分的に介助が必要な状態である。</td> </tr> </table> | 歩行 | 壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたたまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。 | 寝返り | ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。 | 入浴その他の複雑な動作等 | 次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全できないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。 | 排せつ等日常生活上の一部の行為 | 次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全できないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全できないまたは部分的に介助が必要な状態である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 <p style="text-align: right;">等</p> |
| | 歩行 | 壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたたまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。 | | | | | | | | |
| | 寝返り | ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。 | | | | | | | | |
| 入浴その他の複雑な動作等 | 次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全できないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。 | | | | | | | | | |
| 排せつ等日常生活上の一部の行為 | 次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全できないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全できないまたは部分的に介助が必要な状態である。 | | | | | | | | | |
| <p>②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣類の着脱の際に、 (1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) ズボンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態であること。 ア. 2つ以上の行為についてできない状態 イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。 ただし、(1) から (21) までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 (1) ひどい物忘れがある。 (2) まわりのことに関心を示さないことがある。 (3) 物を盗られた等と被害的になることがある。 (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。 (5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。 (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 (11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 (12) 目的もなく動き回ることがある。 (13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。 (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 (15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。 (16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。 (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。 (18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 (19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 (20) 食べられないものを口に入れることがある。 (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。 (22) 自力で内服薬を服用できない。 (23) 金銭の管理ができない。 (24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。 (25) 現在の季節を理解できない。 (26) 今いる場所の認識ができない。 <p>▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。 | | | | | | | | |

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【費用に関する補償】

| | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|----------------------------|---|--|
| 救 援 者 費 用 等 補 償 特 約 | <p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が搜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合</p> <p>■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の搜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合</p> <p>■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被ったケガまたは熱中症のため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガまたは熱中症を治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 <p style="text-align: right;">等</p> |

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】

 契約概要
保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

 注意喚起情報
ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

 契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入をキャンセルさせていただきます。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

 契約概要  注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

 注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約
●救済費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用)
●がん葬祭費用補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●教育継続支援特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

 契約概要

この保険の保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできません。



(金融庁ホームページ)

【所得補償・団体長期障害所得補償】

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額*2の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

 契約概要  注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

 契約概要

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

 契約概要  注意喚起情報

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

 注意喚起情報

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。



7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

| 基本補償・特約 項目名 | 傷害補償 | 所得補償 | 団体長期障害 所得補償 | 医療補償 がん補償 | 介護補償 | 個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救済者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用 |
|----------------|------|------|----------------|--------------|------|--|
| 生年月日 | ★*1 | ★ | ★ | ★ | ★ | ★*2 |
| 性別 | — | — | ★ | ★ | ★*3 | — |
| 職業・職務*4 | — | ☆ | — | — | — | — |
| 健康状態告知*5 | — | ★ | ★ | ★ | ★ | — |

※すべての補償について「他の保険契約等*6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

*1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

*2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

*3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

*4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。

a. 婚姻意思*8を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*9から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*10。

●責任開始日*9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*11（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

*9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。





3 保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手順ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。



4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たにご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なる場合があります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。

*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

●すべての補償共通

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

●がん補償

がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金（既に支払われた保険金を含みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意いただけますようお願いいたします。

2 解約される時



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●所得補償

就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【更新後契約の補償内容を縮小する場合】

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日（更新後契約の始期日）以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意ください。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

- ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

*ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

| 補償内容 | 保険期間 | 経営破綻した場合等の取扱い |
|-----------------------------------|------|---|
| 傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償 | 1年以内 | 原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。 |
| | 1年超 | 原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。 |
| 所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償 | | |

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらに記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等は
パンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

0570-022808 通話料 有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）

<共同保険引受保険会社について>

| 引受保険会社 | 引受割合 | 引受保険会社 | 引受割合 |
|--------|------|--------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください）。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

 0120-720-110
受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険期間 保険の対象となる方
 保険金額、免責金額(自己負担額) 保険料・保険料払込方法

2 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

| 確認事項 | 傷害補償 | 介護補償 | 左記以外の補償 |
|--|------|------|---------|
| <input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？ | — | ○ | — |
| ●「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ ※ 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。 | — | ○ | — |
| ●「[「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」にご加入される場合のみ」ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金が支払われないことをご確認いただきましたか？ ※ 同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。 | — | — | ○ |
| <input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？ | ○ | ○ | ○ |

3 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？

- 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

現在ご加入の方は必ず
お読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、カバーレター記載の申込締切日までにご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の改定後の補償内容・保険料にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

新規ご加入の方、変更を希望される方は、「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、取扱代理店へご提出ください。

※その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店までご連絡ください。

ご加入内容をご確認ください

ご加入・ご更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書等の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、ご更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一誤りがありましたら、取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

もし事故が起きたときは

①事故の通知:事故が発生した場合には、ただちに(介護保険については遅滞なく)、ご加入の代理店または弊社にご連絡ください。

〈携行品補償特約〉

パーソナル保険のうち、携行品補償特約で補償されると考えられる損害が生じた場合には、遅滞なく代理店または引受保険会社にご連絡のうえ、保険金請求のお手続きをお取りください。

保険の対象が盗取された場合は、すみやかに所轄警察署に届けてください。(正当な理由なくこれらの届出を行わなかったときは、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。)

②保険金請求権については時効<3年>があります。ご注意ください。

③保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガもしくは要介護状態の程度が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

④個人賠償責任補償特約およびホールインワン・アルバイトロス費用補償特約・携行品特約については、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合、保険金が差し引かれることがあります。

お問い合わせ先

取扱代理店 ■ 出光保険サービス株式会社

【新規加入・ご相談希望の方】 MAIL: ihs-soudan@idemitsu.com

(個人保険グループ) 〒108-6211 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティ C棟11階
TEL: 0120-956-281

(北海道営業所) 〒053-0022 北海道苫小牧市表町5-4-7 苫小牧海晃第一ビル3階
TEL: 0120-935-729

(千葉営業所) 〒299-0192 千葉県市原市姉崎海岸2-1 出光興産(株)千葉事業所内
TEL: 0120-975-917

(東海営業所) 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル5階
TEL: 0120-919-073

(関西営業所) 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田二丁目2番22号 ハービスENTオフィスタワー 18階
TEL: 0120-982-712

(中国営業所) 〒745-0844 山口県周南市速玉町2-20 出光会館1階
TEL: 0120-981-042

(九州営業所) 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-11-1 天神武藤ビル6階
TEL: 0120-901-537

【既にご加入頂いている方】 MAIL: hoken@idemitsu.com

(個人保険グループ) 〒108-6211 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティ C棟11階
TEL: 0120-132-371

【保険金・給付金の請求希望の方】 受付時間 月～金 9:30～16:00(祝・祭日、年末年始、5月1日、6月2日を除く)

(お客様サポートグループ) TEL: 0120-989-410

【いであっとたより】へのアクセスはこちら

出光保険公式HPで暮らしのお役立ち情報「いであっとたより」を掲載しています！



<https://www.idemitsu.com/jp/hoken/useful/>

引受保険会社 ■ 東京海上日動火災保険株式会社 (担当窓口) グリーンビジネス本部 資源エネルギー営業第二室

MAIL: tmnf17120535@tmnf.jp